

## さいたま市指定障害児通所支援等事業者等指導実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の2第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害者通所支援事業者であったもの若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第24条の15第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）又は法第24条の34第1項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）が行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下、「障害児支援給付費等」という。）に係る指定障害児通所支援、指定入所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容に関する指導に関し、法第57条の3、第57条の3の2若しくは第57条の3の3規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質に確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 指定障害児通所支援等事業者等に対する指導は、次に掲げる基準条例等に定める指定障害児通所支援、指定入所支援若しくは指定障害児相談支援の取扱い又は障害児通所給付費、障害児入所給付費若しくは障害児相談支援給付費に係る費用の請求に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 「さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年さいたま市条例第64号）
- (2) 「さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年さいたま市条例第65号）
- (3) 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）
- (4) 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (5) 「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）
- (6) 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第126号）
- (7) 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）

### (指導形態等)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

#### (1) 集団指導

集団指導は、市が指定又は登録の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対して、必要があると認めるとき、指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

## (2) 実地指導

実地指導は、原則として指導の対象となる指定障害児通所支援等事業者等の事業所において実地で行う。

### (指導対象の選定)

第4条 指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

#### (1) 集団指導

指定障害児通所支援等事業者等に対し、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

#### (2) 実地指導

ア 前年度に実地指導を行わなかった指定障害児入所施設設置者等の中から対象を選定して実施する。

イ 前年度に実地指導を行わなかった指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等の中から対象を選定して実施する。

ウ その他特に指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

### (集団指導の方法)

第5条 集団指導は、次の方法により行う。

#### (1) 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

#### (2) 指導方法

集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努める。

### (実地指導の方法)

第6条 実地指導は、次の方法により行う。

#### (1) 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項（エを除く）を文書により通知するものとする。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 出席者

エ 事前提出資料

- オ 準備すべき書類等
- カ 指導担当者
- キ その他必要な事項

## (2) 指導方法

実地指導は、国が定める「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」の別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

## (3) 指導体制

実地指導は、原則として監査指導課の職員2名以上で行う。ただし、必要に応じて障害福祉所管課の担当職員の立会いを求めることができる。

(指導結果の通知等)

第7条 実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書により指導内容の通知を行う。

2 前項の文書による指導を行った場合は、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求める。

3 実地指導の結果、障害児支援給付費等に係る費用の請求等に関し、過誤による調整を要すると認められた場合は、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、障害児支援給付費等に係る費用の自主返還等を行うよう指導する。

(再実地指導)

第8条 指導した事項について改善が不十分な指定障害児通所支援等事業者等については、再度の実地指導等を行うことができる。

(監査への変更)

第9条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに別に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(さいたま市障害福祉サービス事業者等指導実施要綱の廃止)

2 さいたま市障害福祉サービス事業者等指導実施要綱（平成24年6月1日福祉部長決裁）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

2 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。